

勅授

昭和九年八月十一日

立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

警視總監坂信彌外十一名叙位
件

昭和九年八月十一日裁可八月十五日達
臺帳記入 月 日官報報告濟

裏面白紙



警視總監坂信彌外十一名敍

位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十九年八月十一日

内閣總理大臣小磯國昭



内閣

裏面白紙

内位 第九五六號
案 起
昭和 年 月 日
裁可 昭和 年 月 日
決定 昭和 年 月 日
施行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官



警視總監 坂 信彌 外十一名
敍位ノ件

内閣

内務省 九五六

在京

敍從四位正 昭和十六年七月一日 三年以上 昭和十九年七月二十五日 警視總監正五位坂 信彌

同 昭和十五年九月十日 同 昭和十九年八月一日 石川縣知事同 平井 章

同 昭和十三年八月一日 同 同 岡山縣知事同 小泉 悟郎

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ謹テ 奏ス

昭和十九年八月 日

内務大臣 大 達 茂



内務省

敍從四位正昭和五年四月六日經過昭和十七年十月一日地方技師正五位 杉 弘 道

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ謹テ 奏ス

昭和十九年八月 日

内務大臣 大 達 茂



内 務 省

内閣大臣第一三八

在京

敍從四位

正五位 八月一日 經通三年 昭和十九年七月八日 陸軍省

奏賞正五位氏家

武

右文武官叙位進階 内則第三條ニ依リ謹テ

奏ス

昭和十九年八月一日

大藏大臣 石渡莊太郎



大藏省

めくれず

15

内閣大位第一三九號

在京

敍從四位正五 八 一 印刷局長正五位山田義見

敍從四位正五 八 一 財務局長正五位金山國臣

右文武官叙位進階 内則第三條ニ依リ謹テ
奏ス

昭和十九年八月一日

大藏大臣 石渡莊太郎



大藏省

めくれず

内閣入司位第一七七號

敍從四位正昭和十四年八月一日經過昭和九年六月三十日論事正五位淺井 亨
右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ謹テ奏ス

昭和十九年八月三日

司法大臣 松阪 廣 政



司法省

内閣
司法省
文書

在京

敍從四位

正昭和十五年十月二十日 五經過昭和十六年九月十日 位五年陸敍高等官三等

典獄正五位

枇杷田

源 介

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ謹テ奏ス

昭和十九年七月二十四日

司法大臣 松 阪 廣 政



司法省

内閣大東位第一八七號

昭和十六年五月五日、經過昭和十九年八月五日、大使館參事官、正五位、岡松成太郎

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十九年八月六日

大東亞大臣 重光



大東亞省

上奏書用紙

規格E4 (東東1209)

19

内閣人内位第九三三

敍從四位正昭和四年十一月一日經過三 昭和大正十百
位年以上 陸敍高等官一等 朝鮮總督府慶尚道知事 正五位 大野季夫

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十九年七月二十七日

朝鮮總督 阿部 信



朝鮮總督府

内閣内務省九三九

敍正四位昭和十四年八月一日經過昭和十四年七月一日臺北帝國大學教授從四位 松 村 宗 治

右文武官敍位進階内則第三條ニ依リ

謹 テ 奏 ス

昭和十九年 八月 二 日

臺灣總督 長 谷 川



臺灣總督府

上奏書用紙

(日本標準規格 B. 4)

内務大臣官房 甲第 三六八八 號

別紙 坂 信 彌 外 貳 名 紋 位 ノ 件

上奏書進達ス

昭和十九年 八月 日

内務大臣 大 達 茂



内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

内務省



内務大臣官房 甲第 三六九九 號

別紙 杉 弘 道 敍 位 ノ 件

上奏書進達ス

昭和十九年 八月 日

内務大臣 大 達 茂



内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

内 務 省

19.8.13 付 送

官
職
第
二
二
六
號

昭和十九年八月一日

大藏大臣 石渡莊太郎

内閣總理大臣 小磯國昭 殿

一別紙 氏家 武叙位

右上奏書及進達候也



了
24
19.8.1
付受

裏面白紙

大藏省

昭憲第127號

昭和十九年 八月 一日

大藏大臣 石渡莊太郎



内閣總理大臣 小磯國昭 殿

一別紙 山田義見 外一名叙位
右上奏書及進達候也

25



裏面白紙

大藏省

裏面白紙

司法省人恩第一〇七一號上奏
右執奏有之度候也

壹件

昭和十九年八月三日

司法大臣

松阪廣政



内閣總理大臣

小磯國昭殿

檢事淺井亨進立之件



裏面白紙

司法省人恩第一〇一〇號上奏
右執奏有之度候也

壹件

昭和十九年七月二十四日

司法大臣

松阪廣政



内閣總理大臣

小磯國昭殿

典獄正五位此把田源介進位之件

了
27
19.7.24
受

官人第三一三一號

昭和十九年八月六日

大東亞大臣重光



内閣總理大臣小磯國昭殿

一岡松成太郎叙位ノ件上奏書

右及進達候也

大東亞省

規格—H4 (東電1209)

19. 8. 6
付受

定創

内務大臣官房 甲第三三三〇號

別紙 大野季夫 敍位ノ件

上奏書進達ス

昭和十九年七月二十七日

内務大臣 大達 茂



内閣總理大臣 小磯 國昭 殿

内務省

内務省印 19.7.27 付送

29

正例

内務大臣官房 甲第 三六四四 號

別紙 松村宗治 紋位ノ件

上奏書進達ス

昭和十九年八月二日

内務大臣 大 達 茂



内閣總理大臣 小 磯 國 昭 殿

内務省

30
19.7.28
付文
19.8.2

めくれず

官報
不登載

海秘入第一五五號

昭和十九年七月二十七日

海軍大臣 米内光



内閣總理大臣 小磯 朝 昭 殿

海軍大佐境 登信 鈹 位ノ件 別紙上奏書 進達ス

海軍

(終)

31
19.7.27
付受